掲 示

災害時における羽越河川国道事務所所管施設等の緊急的な災害応急対策 業務(荒川下流右岸区域)に係る技術資料の公募について

標記について、下記により技術資料を公募する。

なお、技術資料が提出されても、記 2. の「技術資料の提出を求める対象者」以外の者及び記 3. (3)-1)の「欠格要件」のある者については、協定締結の相手方として指名しないものとする。また、多数の応募者がある場合は、記 3. (3)-2)の「技術的要件等」を審査して、協定締結の相手方として指名しないことがある。

平成31年 2月 4日 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所長 渡 辺 隆 幸

記

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 平成31・32年度災害時における羽越河川国道事務所所管施設等 の緊急的な災害応急対策業務(荒川下流右岸区域)
- (2) 業務場所 羽越河川国道事務所管内(荒川下流右岸区域)
- (3)業務内容 本業務は、災害時における羽越河川国道事務所所管施設等(荒川下流右岸区域)の緊急的な災害応急対策業務に関する支援を本公募により締結する協定に基づき実施するものである。
- (4) エ 期 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
- (5) その他 待機指示を行った場合の待機補償を行う。
- 2. 技術資料の提出を求める対象者

次の全ての条件を満たさなければならない。

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)における平成31・32年度一般競争参加資格者で一般土木工事B又はC等級の認定を受けていること。

なお、上記認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することが 出来る。この場合においては、2. (1)及び(3)から(9)までに掲げる条項を満たしており、かつ技術審査時に、2. (2)に掲げる北陸地方整備局(港 湾空港関係事務に関することを除く。)における平成31・32年度一般競争 (指名競争)参加資格の定期受付において、希望工種区分を一般土木工事として 申請していることとする。なおその場合、受理されていることが確認できる書類 の写しを提出すること。なお、平成31年4月1日時点において、上記申請に対 して認定を受けていなければならない。

(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 一般土木工事B又はC等級にあっては、新潟県下越地域(新発田・村上地域振興局管内)に建設業法に基づく「土木一式工事」の許可を受けた本社を有すること。

なお、経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が、上記の要件を満たしていること。

- (5) 平成16年度以降に元請として完成した工事で、羽越河川国道事務所発注の次の工事の施工実績を有すること。ただし、評定点合計が65点未満のものを除く。河川工事における築堤工事、護岸工事、根固工事、水制工事、樋門工事、樋管工事、堰工事、揚排水機場工事
- (6) 建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- (7) 単体の実績をもって経常建設共同体で応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- (8) 技術資料の提出期限日から協定締結の時までの期間に、北陸地方整備局長から 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91 号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる ものとして、国土交通省発注の公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続 している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の入手方法

交付方法: 次の交付場所・交付期間に資料を交付する。

交付場所: 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 工務第一課

〒959-3196 新潟県村上市藤沢27-1

TEL 0254-62-3211 (代表) 内線 311

交付期間: 平成31年2月4日(月)から平成31年2月25日(月)までの

午前9時から午後4時までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号) 第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)は交付しない。

(2) 技術資料の作成及び提出方法

技術資料作成要領に示す様式及び留意事項に基づき作成する。

受付期間: 平成31年2月26日(火)午後5時までとする。 受付場所: 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 工務第一課

〒959-3196 新潟県村上市藤沢27-1 TEL 0254-62-3211(代表) 内線 311

提出方法: 提出部数は1部とし、持参するものとする。 (郵送等又は電送によ

る提出は認めない。)

(3) 技術資料等の審査事項

提出された資料等により、次の事項について審査し、別紙の技術審査基準を基に 選定する。

1) 欠格要件

- a 不誠実な行為 (a)指名停止 (b)契約違反 (c)一括下請等 (d)排除要請
- b 経営状況
- c 安全管理
- d 労働福祉
- e 工事成績
- f 平成31・32年度一般競争参加資格者(平成31・32年度一般競争 (指名競争)参加資格確認申請書受理者含む)で一般土木工事B及びC 等級以外
- 2) 技術的要件等
 - a 技術的特性 (a)施工実績 (b)技術者評価
 - b 地理的条件
 - c 出動所要時間
 - d 常用労務者数
 - e その他 (a)安全、労働福祉

他の区域で協定締結の相手方として指名された場合は、協定締結を辞退することができる。この場合、上記3.(3)-2)の「技術的要件等」の審査で次点の者を指名する。

4. その他

- (1) 提出された技術資料は返却しない。ただし、資料の撤回は技術資料の提出期限から 起算して7日(「休日」は含まない。)以内とする。この場合これらを理由に以降の指 名等について不利益な取扱いはしない。
- (2) 技術資料に関する問合せ先

北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 工務第一課 〒959-3196 新潟県村上市藤沢 2 7 - 1 TEL 0254-62-3211 (代表) 内線 311

(3) 技術資料の審査及び指名審査

技術資料等の審査確認日は入札・契約手続運営委員会の開催日とする。

(4) 本業務に係る協定締結は、平成31年3月25日を予定している。

技術審査基準

評価項目	選定の	着目	点	3A	2A	А	В	С
①地理的条件	(1) 本社の所在	地				1)地域に本社がある。		
②施工実績	(1) 同種工事の (過去15年間					イ)羽越河川国道事務所発注の施工実績がある。		ロ)実績無し
③技術者評価	(1) 同種工事のまする会社の技術		有			1) 羽越川川国理事務所宪法の工事経験で有して、 多枚もちまる世代字が5夕にして	ロ)羽越河川国道事務所発注 の工事経験を有し且つ、資格 を有する技術者が5名未満。	ハ)資格を有する技 術者がいない又は 工事経験がない
④安全·労働 福祉	(1) 安全管理に (過去2年間					1)表彰有り。	ロ)表彰を受けた翌日から技術 資料の提出期限日までに、文 書注意、警告又は指名停止 の措置を受けた場合 ハ)表彰無し	
	(2) 建退協の加	入状況				イ)加入している	ロ)加入していない。	
⑤工事成績	北陸地方整備局湾空港関係事務を除く)における29年度の一般は事成績評定の引い時及び単体の対象と	祭に関するこ 平成28年度 ヒ木工事の□ F均点。 寺の工事成績	:と に、 エ イ	7)80点以上	^{ロ)} 75点以上80点 未満	n)70点以上75点未満	ニ)65点以上70点未満又は 実績なし	ホ)65点未満
⑥出動所要時 間又は距離	出動所要時間と 急対策の実施関		<u>,</u>			イ)出動所要時間1時間未満又は20km未満	口) 1) 以外	
⑦建設資機材 等	緊急的な災害成 施関係(常用作 ※建設機械の保 慮しても良い。	業員数)				1)常用作業員10名以上	口) 亻) 以外	
⑧不誠実な行為・安全管理に係る措置期間終了後の措置	不誠実な行為安 る措置を受けた 注)審査日は、 続き運営委員会 する。	者が対象 入札・契約手	≜		1) - 2A ・審査日時点で、 措置期間終了日 の翌日から起覧し	ロ) -A ・審査日時点で、イ)の期間終了日の翌日から 起算して当該措置期間の2倍の期間内の場合 ハ) -A ・審査時点で「文書注意」又は「口頭注意」の 措置期間内の場合		

[※]③技術者評価、⑥出動所要時間又は距離の評価基準の数値及び⑦建設資機材等の評価内容・評価基準の数値については、地域特性等勘案し各事務所で定めてよい。 評価方法(1)②、③、⑤でCが一つでもあれば非指名とする。

⁽²⁾項目①~⑧のAの数、工事点数、参考項目を総合的に判断し、順位付けする。

事務所名:羽越河川国道事務所

平成30年度 羽越荒川(浸透·浸食)重点監視区間位置図 S=1:50,000 河川名:荒川 荒川上流右岸地区 川下流右岸地区 N 凡 例 (漏水)重点監視区間 右岸0.75k~1.75k 重点区間 水防上最も重要な区間(A) 水防上重要な区間(B) 神。林、村 (漏水)重点監視区間 右岸11.00k 要注意区間 水防上巡視を必要とする構造物 R3 Δ 水位·流量観測所 R1 R7 **以**関川村所管 0 雨量観測所 **R5** 整備局緊急資材庫•資材置場 R8 R6 市村の水防倉庫 **R16 R13** R9 R19 R12 大臣管理区間 湯ノ沢水防倉庫 羽越河川国道事務所所管) **R20 R21 R18 R11** R22 大津水防倉庫 (羽越河川国道事務所所管 12 **展田新水防倉庫** 村上市所管 羽越河川国道事務所所管 関川村所領 河口水位観測所 L8 (羽越河川国道事務所所管) 元\/ 川/町/ L4 乙大日川内水外水位観測所 (羽越河川国道事務所所管) 坂町雨量観測所 上関雨量観測所 (羽越河川国道事務所所管) (羽越河川国道事務所所管) L6 L13 花立水位·流量観測所 上関水位·流量観測所 (羽越河川国道事務所所管) (羽越河川国道事務所所管) 土川口水位·流量観測所 羽越河川国道事務所所管 葛籠山水位 流量観測所 (羽越河川国道事務所所管) (法崩れ・すべり)重点監視区間 右岸17,00k~17,25k 大石水位観測所 (羽越河川国道事務所所管) 荒川/上流左岸地区 荒川下流左岸地 大石水位·流量観測形态 S=1:50,000 黑川村